

三重県障害福祉（障害児支援）人材確保・職場環境改善等事業費補助金 交付要領

（趣旨）

第1条 三重県障害福祉（障害児支援）人材確保・職場環境改善等事業費補助金（以下「補助金」という。）は、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては三重県補助金等交付規則（昭和37年三重県規則第34号。以下「規則」という。）及び子ども・福祉部関係補助金等交付要綱（平成30年三重県告示第240号）に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

（交付の目的）

第2条 補助金は、福祉・介護職員の足元の人材確保の課題に対応する観点から、障害福祉現場における生産性を向上し、更なる業務効率化や職場環境の改善を図り、障害福祉（障害児支援）人材確保・定着の基盤を構築する事業所に対する支援を目的とする。

（交付の対象等）

第3条 福祉・介護職員等処遇改善加算（以下「処遇改善加算」という。）を取得し、生産性向上に向けた取組を行っている事業所に対して、職場環境等の改善又は人件費の改善に必要な費用を補助する。なお、対象事業所、対象者、補助額、補助金の支給要件、補助対象経費は、障害福祉人材確保・職場環境改善等事業実施要綱及び障害児支援人材確保・職場環境改善等事業実施要綱に規定するとおりとする。

（交付の申請）

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、障害福祉（障害児支援）人材確保・職場環境改善等事業計画書（別紙様式2-3、2-4）（以下、「計画書」という。）に役員等調書（別紙1）を添えて、別に定める日までに、知事に提出しなければならない。

（交付の決定）

第5条 知事は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

（交付の条件）

第6条 補助金の交付の条件は、三重県補助金等交付規則第5条の規定により

次のとおりとする。

- (1) 補助金は、補助対象事業に使用しなければならない。
- (2) 事業に係る経理と他の経理は区別しなければならない。
- (3) この事業を実施するために必要な調達を行う場合は、厚生労働省、こども家庭庁及び三重県の助成を受けて行う事業であることに留意し、原則として一般競争入札等の競争原理を取り入れたものによることとする。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により各省各庁の長が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を三重県に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 補助対象経費については、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額に充当しないこと。消費税額を対象経費に含めていた場合、消費税仕入控除税額を申告し、当該仕入控除税額を三重県に返還しなければならない。
- (8) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。
- (9) 三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱（以下「暴力団排除要綱」という。）別表に掲げる一に該当しないこと。
- (10) 暴力団排除要綱第8条第1項に定める不当介入を受けたときは、警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと及び知事に報告すること。

（決定の通知）

第7条 知事は、補助金等の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付けた場合には、その条件を補助金等の交付の申請をした者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第8条 規則第7条に規定する申請の取下げは、補助金の交付決定の通知の日から起算して15日を経過する日までに、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助金の支払)

第9条 補助金の支払は、補助事業者が計画書で希望した振込先又は別途届出のあった振込先に支払うものとする。

(決定の取消)

第10条 知事は、補助事業者が、規則第16条第1項各号に該当するほか、第6条に規定する交付の条件に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、事業が完了したときは、知事が別に定める日までに障害福祉(障害児支援)人材確保・職場環境改善等事業実績報告書(別紙様式3-1、3-2)(以下、「実績報告書」という。)を提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 知事は、実績報告書の提出を受けた場合は、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金の交付の決定の内容が適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

(補助金の返還)

第13条 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

(財産の処分の制限)

第14条 規則第20条第1項の知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)の耐用年数とする。

附 則

この要領は、令和7年3月10日から施行する。